

保育士試験の実施について

平成13年6月29日 雇児発第440号
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、今般、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第125号）により平成14年4月1日から保育士試験の試験科目について改正が行われたことに伴い、今般新たに保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

おって、「保育士試験の実施について」（平成元年児発第186号厚生省児童家庭局長通知）は、廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1 保育士試験実施要領

保育士試験は、別紙1「保育士試験実施要領」により実施するものとする。

2 問題作成及び採点上の留意事項

各都道府県の試験委員が具体的問題を作成し又は採点するに当たっては、保育士試験実施要領によるほか、指定保育士養成施設のカリキュラムと均衡を図るよう配慮すること。

3 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第40条第4号に規定する厚生労働大臣の定める基準については別紙2「保育士試験受験資格認定基準」のとおりとする。

4 試験実施後の報告

保育士試験を実施した場合においては、その合格者の発表を行った日から10日以内に各科目の試験問題を添付のうえ、別紙3「保育士試験実施状況」による報告書を提出すること。

5 規則第43条の2の取扱いについて

- (1) 保育士試験に合格した者に対しては、保育士資格証明書（規則第8号様式）を与えること。
- (2) 各都道府県は、資格証明書交付台帳を備え（1）の者について一連番号にて記入すること。

6 規則第41条の2第1項及び第43条の2第2

項に規定する一部科目合格制度の取扱いについて

- (1) 一部科目に合格した者に対しては、一部科目合格証明書（規則第9号様式）を与えること。
- (2) 各都道府県に保育士試験一部科目・合格者台帳を備え、（1）の者について記入すること。

(3) すでに合格した科目のある者については、規則第43条の受験書類の他に一部科目合格証明書の写しを添え、保育士試験受験科目免除願を提出させること。

(4) 前年あるいは前前年の一部科目合格者が、全科目に合格した場合には、保育士資格証明書を与え、資格証明書交付台帳に一連番号にて記入すること。

(5) 2つ以上の都道府県において行われた保育士試験を受験し、それぞれの保育士試験において合格した科目を併せて全科目に合格した者については、その者の申請により、当該都道府県の1において、保育士資格証明書を与えること。
ただし、この場合においては、他の都道府県知事が(1)により与える一部科目合格証明書を添付して申請させること。

7 規則第41条の2第2項に規定する一部科目免除制度の取扱いについて

(1) 厚生労働大臣の指定する学校又は施設において、その指定する科目を専修した者であって、当該科目の受験の免除を受けようとする者については、規則第43条の受験書類の他に保育士試験免除指定科目専修証明書(平成12年児発第364号別紙様式(2)の写しを添付して保育士試験受験科目免除願を提出させること。

(2) (1)の者については一部科目合格証明書を与え、保育士試験一部科目合格者台帳に記入し、備考欄にその旨を付記すること。

8 施行期日

本通知は平成14年4月1日から施行する0

[別紙1]

保育士試験実施要領

第1 試験期間

毎年3月中旬又は8月中旬に概ね4日間程度行うこと。

第2 試験実施の方法

1 試験の種類

社会福祉、児童福祉、発達心理学及び精神保健、小児保健、小児栄養、保育原理、教育原理及び養護原理については筆記試験のみを行い、保育実習については筆記試験及び実地試験により行う。

2 出題範囲

別添「保育士試験出題範囲」により出題する。

3 出題方式

(1) 筆記試験は、真偽式、完成方式、択一式、組合せ式等客観的に採点可能なものと、文章による解答を求めるものを組合せるものとし、その

配点上の比率は6対4とすることを原則とする。

なお、出題に当たっては、事例問題をできるだけ導入するよう努めること。

(2) 保育実習の実地試験については、試験の実施者は次の分野から3分野を選び、その各々について出題し、受験生はその3分野から2分野を選んで受験する。

ア 音楽 イ 絵画制作
ウ 言語 エ 一般保育

4 出題方針

出題に当たっては、各科目共通に次の事項に留意すること。また個々の科目の留意事項は、保育士試験出題範囲に定めるとおりとする。

ア 機械的記憶に頼るような出題は避け、理解の深さを試す出題に心がける。

イ 出題範囲から平均して出題し、1分野に偏ることは避ける。

ウ 試験時間内に8割以上の受験者が問題の内容を理解し、解答を作成し得る程度の分量及び難

易度とする。

エ 偏った特殊な学説に基づく解釈や理論に関する出題は避ける。

オ 常用漢字、現代かな使いを用いる。

5 出題数、試験時間及び採点方法

(1) 出題数及び試験時間

科目	出題数	時間(分)	満点
社会福祉	10	90	100
児童福祉	10	90	100
発達心理学	5	45	50
精神保健	5	45	50
小児保健	10	90	100
小児栄養	10	90	100
保育原理	10	90	100
教育原理	5	45	50
養護原理	5	45	50
保育実習	筆記5	45	50

実地(都道府県で定める)50

(2) 採点方法

- 1 保育実習の実地試験の採点は、正副2人の試験委員が別個に採点し、その平均点を得点とすること。
- 2 一般保育の算定に当たっては、次の事項の各々について5段階(20点を満点とした場合は、20点、15点、10点、5点、0点)に分けて採点し、その合計点の3分の1を得点とする。
 - ア 場に対する適応性の有無
 - イ 場面判断の能力の有無
 - ウ 表現の適切さ

第3 合格基準

1科目の合格点は満点の6割以上とする。ただし、発達心理学及び精神保健については、発達心理学及び精神保健それぞれ満点の6割以上でなくてはならない。教育原理及び養護原理についても同様とする。

(以下、略)